

## 社外役員の独立性に関する判断基準

株式会社 小野測器

## 「社外役員の独立性に関する判断基準」

当社は、下記 A～H のいずれにも該当しない場合、当該社外役員には独立性ありと判断します。

(仕入先との関係)

- A. 過去 3 年間の平均で、当社に対する売上高が、当該取引先の連結売上高の 5 % を超える取引先  
(販売先との関係)
- B. 過去 3 年間の平均で、当社からの売上高が当社の連結売上高の 5 % を超える取引先  
(株主との関係)
- C. 当社の 10% 以上の議決権を有する株主  
(専門的サービス提供者との関係)
- D. 過去 3 年間の平均で、役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える報酬を受け取った者
- E. 当社の監査法人に所属する者  
(経済的利害関係者)
- F. 過去 3 年間の平均で、年間 1,000 万円を超える寄付を受け取った者  
(支配関係者)
- G. 過去 3 年間に、上記 A～F に該当する企業・団体に所属していた者  
(近親者)
- H. 上記 A～G の該当者の二親等以内の親族および生計を一にする利害関係者

以 上